

# 敬和学園大学学則

〔平成2年12月21日認可〕

最新改正 2025年11月27日

## 第1章 総則

敬和学園大学は、「神を敬い、人に仕える」という建学の精神に基づき、教育理念・目的を以下に定める。

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、福音主義キリスト教の精神に基づく自由かつ敬けんな学風の中で真理を探究するとともに心の教育を実践し、国際的教養豊かな良心の人材を養成することを目的とする。

2 建学の精神に基づき、本学の教育理念・目的をミッション・ステートメント及びビジョンとして以下に定める。

(1) ミッション・ステートメント

敬和学園大学は、キリスト教精神に基づく自由かつ敬けんな学風の中でリベラル・アーツ教育を行い、グローバルな視点で考え、対話とコミュニケーションとボランティア精神を重んじ、隣人に仕える国際的教養人を育成する。

(2) ビジョン

隣人に仕え持続可能な社会を担う良識ある市民を育成し、地域社会と国際社会に貢献する。

3 建学の精神及び教育目的に基づき、人文学部国際教養学科の教育目的を以下に定める。

「隣人に仕え持続可能な社会を担う良識ある市民を育成し、地域社会と国際社会に貢献する」というビジョンを達成するために、人間の尊厳と人権を尊重する姿勢、社会で必要な言語・数量・ICTに関する基礎知識と専門分野に関する知識を育てる。グローバルな視点をもって多様な人々との共生を可能とする異文化理解力を涵養する。さらに、それらをもとに批判的・分析的に考え、言語やデジタル技術を活用して明瞭かつ効果的に表現する能力を育成し、持続可能な社会の形成・発展に高い倫理的基準をもって貢献できる人材を育成する。

第1条の2 本学は、教育研究の向上をはかり、前条の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。

2 前項の目的を達成するため、点検の項目、実施体制については、別に定める。

## 第2章 組織

(学部、学科等)

第2条 本学の学部学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
人文学部	国際教養学科	170人	680人

(図書館)

第3条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

## 第3章 教職員組織

(教職員組織)

第4条 本学に次の教職員を置く。

(1) 学長、学部長

(2) 学科長、宗教部長、学生部長、教務部長、事務局長

(3) 教授、准教授、講師、助教、助手

(4) 事務職員、その他必要な教職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。なお、学部長は学長が兼任する。

4 学科長は、学部長の職務を助け、学科に関する校務をつかさどる。

5 宗教部長は、建学の精神に基づいて本学の礼拝、式典をつかさどり、宗教教育の責を負う。

6 学生部長は、本学の学生の厚生補導に関する業務を統括する。

7 教務部長は、教務に関して学科間の調整を図り、学年暦、授業時間割、期末試験等の業務を掌理する。

- 8 事務局長は、本学の事務を掌理し、統括する。
- 9 教職員の組織、事務分掌その他必要な事項は別に定める。
- 10 学長に事故あるときは、理事長がその代理者を定める。

(副学長、学長補佐)

第5条 本学に学長の職務を補佐するため、副学長及び学長補佐をそれぞれ置くことができる。

- 2 副学長及び学長補佐に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 教授会

(教授会)

第6条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、教授、准教授、講師をもって組織する。
- 3 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。
- 4 教授会は、必要あるとき、その他の教職員を出席させることができる。

(教授会の審議事項)

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行なうに当たり、意見を述べるものとする。ただし、第3号、第5号および第7号の事項に関して、学長決定の後、理事会の承認を必要とする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取り扱いに関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 教員の人事に関する事項
  - (4) 教育課程に関する事項
  - (5) 学則その他重要な学内諸規則等に関する事項
  - (6) 学術研究に関する事項
  - (7) 教室、研究室、図書館その他教育研究施設に関する事項
  - (8) 学内の宗教活動に関する事項
  - (9) 前8号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
  - 3 教授会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。
  - 4 教授会の議事はこれを公開しない。

#### 第5章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 6月の最終月曜日
- (4) 夏期休業 7月25日から9月20日まで
- (5) 冬期休業 12月20日から翌年1月10日まで
- (6) 春期休業 2月20日から3月31日まで

- 2 学長は、必要がある場合、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

#### 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第 12 条 学生は 8 年を超えて在学することはできない。

2 (削除)

## 第 7 章 入学

(入学の時期)

第 13 条 入学の時期は、毎学年の始めとし、秋季入学の時期は後期の始めとする。また、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 14 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

(入学志願)

第 15 条 本学への入学志願者は、入学志願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに本学に提出しなければならない。

(選考)

第 16 条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続、入学許可)

第 17 条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書その他本学が必要とする書類と共に、入学金及び所定の学費を添えて、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

2 学長は、入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学、再入学)

第 18 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、学年の始めで欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教育養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 他大学に 1 年以上在学し、一定の単位を修得した者

(4) 大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(5) 科目等履修生として一定の単位を修得した者

2 本学を退学した者で、退学後 3 年以内に同一の学科に再入学することを志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、その学科の相当年次に再入学を許可することができる。

3 前 2 項の規定により編入学又は再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び修業年限については、教授会の議を経て学長が決定する。

(保証人)

第 19 条 第 17 条第 1 項に規定する保証人は、満 25 歳以上の独立の生計をたてる者であって、在学中にかかると一切の事項につき、その責を負うものとする。

2 本学において、保証人を不相当と認めるときは、その変更を命ずることができる。

3 保証人が死亡し、又はその他の理由で第 1 項に定める責を負うことができなくなったときは、新たに保証人を定め、届け出なければならない。

## 第 8 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第 20 条 授業科目を分けて、基盤科目及び専門科目とする。

(科目、単位)

第 21 条 授業科目及びその単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位の計算方法、授業の方法)

第 22 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 3 項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、本学がこれに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、第 3 項に規定する講義、演習、実験、実習若しくは実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(成績評価)

第 23 条 履修した授業科目の成績評価は試験、レポート等の課題提出状況、出席状況等により行う。

(成績表示)

第 24 条 授業科目の試験の成績は、A+、A、B、C 及び D の 5 段階をもって表示し、A+、A、B 及び C を合格とする。

(単位)

第 25 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学の授業科目履修)

第 26 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学等の授業科目を学生に履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、60 単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 27 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数については、教授会の議を経て、60 単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 28 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 29 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第 39 条に定める卒業の要件を充足するほか、本学が教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に基づき設定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

2 本学において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類並びに前項の授業科目、単位及び履修方法等については、別に定める。

(社会福祉士国家試験受験資格及び児童厚生 2 級指導員資格の取得) (削除)

第 30 条 (削除)

## 第 9 章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第 31 条 疾病その他の事由により、引き続き 2 箇月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、教授会の議を経て休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由のある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 33 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第 34 条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転科) (削除)

第 35 条 (削除)

(外国の大学等での履修)

第 36 条 外国の大学、教育機関等への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1 年を限度として第 11 条に規定する修業年限及び第 12 条に規定する在学年限に算入することができる。ただし、第 10 条に定める休業日を利用しての短期留学の場合は、この限りでない。

3 第 26 条の規定は、第 1 項の外国の大学等へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 37 条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、正当な理由がなく成績不良で成業の見込みがないと認められる者に対し、退学を勧告することができる。

3 前項の規定による退学の勧告に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 38 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく所定の期日までに学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 12 条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 病気等により死亡した者

## 第 10 章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第 39 条 本学に 4 年以上（長期履修学生にあつては 5 年以上）在学し、必修科目、選択科目等合計 124 単位以上の卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。ただし卒業資格を認定された者が、経営状況の悪化等の理由により、就職の採用内定取消し等の対応を受けた場合は、願出により卒業を留保することができる。

2 卒業留保について必要な事項は別に定める。

(学位の授与)

第 40 条 卒業した者には、学士（文学）の学位を授与する。

## 第 11 章 賞罰

(表彰)

第 41 条 学生として本学の建学の精神にてらし表彰に価する行為があつた者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 42 条 学生として本学の建学の精神にもとり、諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があつた者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業に意欲を欠き、成績不良で成業の見込みがない者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第 12 章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、長期履修学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 43 条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を志望する者がある場合は、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 44 条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、許可を得てその期間を更新することができる。

(特別聴講学生)

第 45 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(長期履修学生)

第 46 条 本学において、5年以上在学し、学士（文学）の学位取得を志望する者がある場合は、長期履修学生として採用することがある。

(留学生)

第 47 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する規則)

第 48 条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、長期履修学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

## 第 13 章 検定料、入学金及び学費

(検定料、入学金及び学費)

第 49 条 検定料、入学金及び学費（授業料、施設設備費、在籍料）は、別表第 2 のとおりとする。ただし、再入学する者の入学金は、徴収しない。

2 編入学又は再入学した者の学費は、その者が編入学又は再入学したその年次の在学者にかかる額と同額とする。

(学費の納入)

第 50 条 学費は、年額の 2 分の 1 ずつ前期、後期 2 期に分け、本学が指定する期間内に納付しなければならない。

(休学者の学費)

第 51 条 休学した者の学費は、当該学期の休学在籍料を納付しなければならない。

ただし、休学が学期途中からであったときは、当該学期分の学費の全額を納付しなければならない。

2 復学をしたときは、学費の全額を納付しなければならない。

(中途卒業者の学費)

第 52 条 学年の途中で卒業する見込みの者の学費については別に定める。

(中途退学者の学費)

第 53 条 学期の途中で退学した者は、当該学期分の学費を納付しなければならない。

(停学者の学費)

第 54 条 停学を命じられた者の当該学期分の学費は、全額徴収する。

(科目等履修生等の学費)

第 55 条 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、入学金及び学費については別に定める。

(既納の検定料、入学金及び学費の取扱い)

第 56 条 納付した検定料、入学金及び学費は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、その各号において定める額を返還することができる。

(1) 本学の入学試験のうち、一般選抜（A 日程）、一般選抜（B 日程）、一般選抜（共通テスト利用）及び外国人留学生入学試験に合格した者で、入学手続完了後に入学を辞退した者が所定の入学辞退通知書その他本学が必要とする書類を所定の期日までに提出した場合 納付した学費相当額

(2) 前号に定めるもののほか、外国人留学生入学試験に合格した者で、入学手続完了後に本学に入学

するための入国ができなくなった場合 納付した入学金及び学費相当額  
(学費の徴収猶予)

第 57 条 学費は、別に定めるところにより、徴収猶予することがある。  
(学費の減免)

第 58 条 学費は、別に定めるところにより、減免することがある。

#### 第 14 章 生涯学習

(生涯学習)

第 59 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に生涯学習のためのプログラムを開設することができる。

#### 第 15 章 学則の改正

(学則の改正)

第 60 条 この学則の改正に当たって、学長は教授会の意見を聴いた上で決定した後、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

この学則は文部科学大臣の認可の日（平成 2 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日）

この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日）

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1997 年 4 月 1 日）

この学則は 1997 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1994 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1998 年 4 月 1 日）

この学則は 1998 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1994 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1998 年 11 月 26 日）

この学則は 1998 年 11 月 26 日から施行する。ただし、1994 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1999 年 4 月 1 日）

この学則は 1999 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1994 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（1999 年 7 月 16 日）

この学則は 2000 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1999 年度以前の入学生については、改正後の第 20 条別表第 1、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2000 年 3 月 30 日）

この学則は 2000 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1999 年度以前の入学生については、改正後の第 20 条別表第 1、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2001 年 1 月 26 日）

この学則は、2001 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2001 年 9 月 20 日）

この学則は、2001 年 9 月 20 日から施行し、2001 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（2002 年 3 月 22 日）

この学則は、2002 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1999 年度以前の入学生については、第 20 条別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2003 年 1 月 30 日）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学生については、第20条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2003年3月27日）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学生については、第20条別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2004年3月25日）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2005年3月24日）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2006年3月23日）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2006年11月30日）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2007年3月29日）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2007年5月24日）

この学則は、2007年6月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2008年1月31日）

この学則は、2008年2月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2008年3月27日）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2009年3月26日）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2010年1月28日）

この学則は、2010年2月1日から施行する。

附 則（2010年3月25日）

この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2010年11月25日）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2011年3月24日）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月22日）

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2013年3月29日）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日）

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年11月27日）

この学則は、2015年4月1日から施行する。ただし、2014年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2015年3月26日）

この学則は、2015年4月1日から施行する。ただし、2014年度以前の入学生については、なお従

前の例による。

附 則（2016年3月24日）

この学則は、2016年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前の入学生については、従前の例によるものとするが、第21条関係の別表第1の基礎数学1及び2並びにSPI対策1及び2の履修に関しては、2013年度入学生より適用する。

附 則（2017年3月23日）

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2018年3月27日）

この学則は、2018年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2019年3月26日）

この学則は、2019年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2019年7月25日）

この学則は、2019年10月1日から施行する。

附 則（2020年3月26日）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月25日）

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、児童・家庭福祉論および児童厚生2級指導員養成課程は、2020年度入学生より適用する。

附 則（2021年7月29日）

この学則は、2021年7月29日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（2022年3月29日）

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月28日）

この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前の入学生については、従前の例によるものとするが、第21条関係の別表第1の情報技術資格対策（Word2019）及び情報技術資格対策（Excel2019）の履修に関しては2019年度入学生より、ソーシャルワーク実習指導4の履修に関しては2021年度入学生より、教育の方法・技術とICTの活用の履修に関しては2022年度入学生より、それぞれ適用する。

附 則（2024年3月28日）

この学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（2025年3月27日）

この学則は、2025年4月1日から施行する。ただし、2024年度以前の入学生については、従前の例によるものとするが、第21条関係の別表第1の情報技術資格対策（Word）MOS365、情報技術資格対策（Excel）MOS365及び英語科授業研究の履修に関しては、2022年度以降の入学生に適用する。

附 則（2025年11月27日）

①この学則は、2026年4月1日から施行する。

②この学則第2条第1項の規定にかかわらず、本学人文学部英語文化コミュニケーション学科、国際文化学科及び共生社会学科は2026年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

③本学則改正前より在学する学生については、なお従前の例による。

学則別表 1

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
A群 宗教と思想	キリスト教学 1	1前	2		
	キリスト教学 2	1後	2		
	チャペル・アッセンブリ・アワー 1	1前		1	
	チャペル・アッセンブリ・アワー 2	1後		1	
	チャペル・アッセンブリ・アワー 3	2前		1	
	チャペル・アッセンブリ・アワー 4	2後		1	
	チャペル・アッセンブリ・アワー 5	3前		1	
	チャペル・アッセンブリ・アワー 6	3後		1	
	チャペル・アッセンブリ・アワー 7	4前		1	
	チャペル・アッセンブリ・アワー 8	4後		1	
	キリスト教音楽 1	1前		1	
	キリスト教音楽 2	1後		1	
	キリスト教音楽 3	2前		1	
	キリスト教音楽 4	2後		1	
	キリスト教音楽 5	3前		1	
	キリスト教音楽 6	3後		1	
	キリスト教音楽 7	4前		1	
	キリスト教音楽 8	4後		1	
	哲学 1	1・2・3・4前		2	
	哲学 2	1・2・3・4後		2	
	文学 1	1・2・3・4前		2	
	文学 2	1・2・3・4後		2	
小計 (22科目)	—		4	24	0
B群 人間行動と歴史	心理学 1	1・2・3・4前		2	
	心理学 2	1・2・3・4後		2	
	文化人類学 1	1・2・3・4前		2	
	文化人類学 2	1・2・3・4後		2	
	日本史概説	1・2・3・4前		2	
	歴史学	1・2・3・4後		2	
	考古学 1	1・2・3・4前		2	
	考古学 2	1・2・3・4後		2	
小計 (8科目)	—		0	16	0
C群 人間と社会	政治学 1	1・2・3・4前		2	
	政治学 2	1・2・3・4後		2	
	私たちの暮らしと行政	1・2・3・4前		2	
	経済学 1	1・2・3・4前		2	
	経済学 2	1・2・3・4後		2	
	経営学 1	1・2・3・4前		2	
	経営学 2	1・2・3・4後		2	
	日本国憲法 1	1・2・3・4前		2	
	日本国憲法 2	1・2・3・4後		2	
	法学 1	1・2・3・4前		2	
	法学 2	1・2・3・4後		2	
	私たちの暮らしと労働法制	3・4後		1	
	時事問題研究 1	1・2・3・4前		2	
	時事問題研究 2	1・2・3・4後		2	
	社会学 1	1・2・3・4前		2	
	社会学 2	1・2・3・4後		2	
	人文地理学	2・3・4前		2	
	自然地理学	2・3・4後		2	
地誌	2・3・4後		2		

学則別表 1

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
基 盤 科 目	教養スペシャル・トピックスA	1・2・3・4前・後		1		
	教養スペシャル・トピックスB	1・2・3・4前・後		1		
	教養スペシャル・トピックスC	1・2・3・4前・後		1		
	教養スペシャル・トピックスD	1・2・3・4前・後		1		
	教養スペシャル・トピックスE	1・2・3・4前・後		2		
	教養スペシャル・トピックスF	1・2・3・4前・後		2		
	小計 (25科目)	—	0	45	0	
	D群 情報とコンピュー タ・サイエンス	コンピュータリテラシー	1前・後	2		
		情報技術資格対策 (Word)	1・2・3・4前・後		2	
		情報技術資格対策 (Excel)	1・2・3・4前・後		2	
		情報技術資格対策 (ITパスポート)	2・3・4前		4	
		データサイエンス入門	2・3・4前		2	
		情報技術資格対策 (デジタルコンテンツ制作)	2・3・4前		2	
		AIリテラシー	2・3・4後		2	
		サイバーセキュリティ入門	1・2・3・4後		1	
	小計 (8科目)	—	2	15	0	
	E群 言語とコミュニ ケーション	英語 I 読む・書く	1前		4	
		英語 II 読む・書く	1後		4	
		英語 I 聴く・話す	1前		4	
		英語 II 聴く・話す	1後		4	
		英語 III 読む・書く	2前		4	
		英語 IV 読む・書く	2後		4	
		英語 III 聴く・話す	2前		4	
		英語 IV 聴く・話す	2後		4	
		中国語 I 文法	1前		4	
中国語 II 文法		1後		4		
中国語 I 読む・書く		1前		2		
中国語 II 読む・書く		1後		2		
中国語 I 聴く・話す		1前		2		
中国語 II 聴く・話す		1後		2		
中国語 III 文法		2前		2		
中国語 IV 文法		2後		2		
中国語 III 読む・書く		2前		2		
中国語 IV 読む・書く		2後		2		
中国語 III 聴く・話す		2前		2		
中国語 IV 聴く・話す		2後		2		
ドイツ語 I 文法		1前		4		
ドイツ語 II 文法		1後		4		
ドイツ語 I 読む・書く		1前		2		
ドイツ語 II 読む・書く		1後		2		
ドイツ語 I 聴く・話す		1前		2		
ドイツ語 II 聴く・話す		1後		2		
ドイツ語 III 文法		2前		2		
ドイツ語 IV 文法		2後		2		
ドイツ語 III 読む・書く		2前		2		
ドイツ語 IV 読む・書く		2後		2		
ドイツ語 III 聴く・話す		2前		2		
ドイツ語 IV 聴く・話す		2後		2		
日本語 I 読む・書く	1前		8			
日本語 II 読む・書く	1後		8			
日本語 I 聴く・話す	1前		8			

学則別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
	日本語Ⅱ聴く・話す	1後		8	
	日本語Ⅲ読む・書く	1・2前		4	
	日本語Ⅳ読む・書く	1・2後		4	
	日本語Ⅲ聴く・話す	1・2前		4	
	日本語Ⅳ聴く・話す	1・2後		4	
	フランス語Ⅰ総合	1前		2	
	フランス語Ⅱ総合	1後		2	
	ロシア語Ⅰ総合	1前		2	
	ロシア語Ⅱ総合	1後		2	
	小計 (44科目)	—	0	144	0
	F群 自然科学と社会	科学史1	1・2・3・4前		2
科学史2		1・2・3・4後		2	
基礎数学1		1・2・3・4前		2	
基礎数学2		1・2・3・4後		2	
社会と数理1		2・3・4前		2	
社会と数理2		2・3・4後		2	
小計 (6科目)	—	0	12	0	
G群 スポーツと健康	スポーツ実習1	1前	1		
	スポーツ実習2	1後	1		
	スポーツ実習3	2・3・4前		1	
	スポーツ実習4	2・3・4後		1	
	スポーツとリベラルアーツ	2・3・4後		2	
小計 (5科目)	—	2	4	0	
H群 思考と実践	基礎演習1	1前	2		
	基礎演習2	1後	2		
	地域とボランティア	1後	2		
	ボランティア	1・2・3・4前・後		1~2	
	留学 異文化研究	1・2・3前・後		1~16	
	フィールド・ワーク	1・2・3・4前・後		1~2	
小計 (6科目)	—	6	20	0	
I群 キャリアと実践	インターンシップ	3前・後		1~2	
	キャリア開発入門	2後		1	
	キャリア開発1	3前	2		
	キャリア開発2	3後	2		
	SPI対策1	3・4前		2	
	SPI対策2	3・4後		2	
	ビジネスマナー講座 (秘書検定対策) 1	2・3・4前		2	
	ビジネスマナー講座 (秘書検定対策) 2	2・3・4後		2	
小計 (8科目)	—	4	11	0	
小計 (132科目)	—	18	291	0	
HE群	検定試験準備コース (TOEIC) I 1	1前		2	
	検定試験準備コース (TOEIC) I 2	1後		2	
	観光と留学の英語1	2前		2	
	観光と留学の英語2	2後		2	
	検定試験準備コース (中国語)	1・2・3前		2	
	児童英語教育概論1	2前		2	
	児童英語教育概論2	2後		2	
	児童英語教育実践1	2前		2	
	児童英語教育実践2	2後		2	
	児童英語指導実習論	3通		2	
	留学生と学ぶ日本語表現	1前		2	

学則別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
専門科目 (コース共通)	言語と教育	日本語学 1	2前	2		
	日本語学 2	2後	2			
	日本語教育学概論 1	2前	2			
	日本語教育学概論 2	2後	2			
	日本語能力試験対策クラス I	1・2前	2			
	日本語能力試験対策クラス II	1・2後	2			
	日本語表現 I	1・2前	2			
	日本語表現 II	1・2後	2			
	日本事情 1	2前	2			
	日本事情 2	2後	2			
	小計 (21科目)	—	0	42	0	
	HH群 思考と実践	教育活動アクティブワーク	2前		2	
		地域学 1	2前		2	
		地域学 2	2後		2	
		小計 (3科目)	—	0	6	0
	HJ群 教職課程 指導法	英語教育学概論	2前		2	
		英語教材研究論	2後		2	
		英語科教科教育法 1	3前		2	
		英語科教科教育法 2	3後		2	
		社会科・公民科教科教育法	3前		2	
		社会科・公民科指導法	3後		2	
		社会科・地理歴史科教科教育法	3後		2	
		社会科・地理歴史科指導法	4前		2	
	小計 (8科目)	—	0	16	0	
	小計 (32科目)	—	0	64	0	
	歴史探究 コース	国際関係史 1	1前		2	
		国際関係史 2	1後		2	
		アジア近現代史 1	2前		2	
		アジア近現代史 2	2後		2	
		アジア史概説	2前		2	
		アジア史	2後		2	
		アジア文化論 1	2前		2	
アジア文化論 2		2後		2		
アメリカ社会と歴史 1		2前		2		
アメリカ社会と歴史 2		2後		2		
アメリカ社会と歴史 3		3前		2		
アメリカ社会と歴史 4		3後		2		
イスラーム文化論 1		2前		2		
イスラーム文化論 2		2後		2		
キリスト教史 1		2前		2		
キリスト教史 2		2後		2		
ヨーロッパ思想史 1		2前		2		
ヨーロッパ思想史 2		2後		2		
欧米文化論 1		2前		2		
欧米文化論 2		2後		2		
音楽・音楽史 1		2前		2		
音楽・音楽史 2		2後		2		
経済史 1		2前		2		
経済史 2		2後		2		
西洋史概説	2前		2			
西洋史	2後		2			

学則別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
	日本近現代史 1	2前		2	
	日本近現代史 2	2後		2	
	日本思想史 1	2前		2	
	日本思想史 2	2後		2	
	倫理思想史 1	2前		2	
	倫理思想史 2	2後		2	
	歴史学フィールドワーク 1	2前		2	
	歴史学フィールドワーク 2	2前		2	
	歴史学フィールドワーク 3	2前		2	
	歴史探究入門 1	2前		1	
	歴史探究入門 2	2後		1	
	歴史探究演習 1	3前	2		
	歴史探究演習 2	3後	2		
	歴史探究演習 3	4前	2		
	歴史探究演習 4	4後	2		
	卒業論文	4通			6
	小計 (42科目)	—	8	78	0
	多文化・思想コース	聖書の世界 1	1前		2
聖書の世界 2		1後		2	
アジア文化論 1		2前		2	
アジア文化論 2		2後		2	
イスラーム文化論 1		2前		2	
イスラーム文化論 2		2後		2	
キリスト教史 1		2前		2	
キリスト教史 2		2後		2	
ヨーロッパ思想史 1		2前		2	
ヨーロッパ思想史 2		2後		2	
異文化コミュニケーション論 1		2前		2	
異文化コミュニケーション論 2		2後		2	
英語文学 1		2前		2	
英語文学 2		2後		2	
欧米文化論 1		2前		2	
欧米文化論 2		2後		2	
児童文学 1		2前		2	
児童文学 2		2後		2	
地域文化論 1		2前		2	
地域文化論 2		2後		2	
比較宗教思想 1		2前		2	
比較宗教思想 2		2後		2	
文化交流論 1		2前		2	
文化交流論 2		2後		2	
文学研究 1		2前		2	
文学研究 2		2後		2	
倫理思想史 1		2前		2	
倫理思想史 2		2後		2	
ビジュアルアート表現 1		2前		2	
ビジュアルアート表現 2		2後		2	
ポピュラー文化論		2後		2	
現代哲学		3前		2	
生命倫理学	3後		2		
文学・文化特講 1	3前		2		

学則別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
専 門 科 目 ( コ ー ス 別 )	文学・文化特講 2	3後		2		
	多文化・思想入門 1	2前		1		
	多文化・思想入門 2	2後		1		
	多文化・思想演習 1	3前	2			
	多文化・思想演習 2	3後	2			
	多文化・思想演習 3	4前	2			
	多文化・思想演習 4	4後	2			
	卒業論文	4通			6	
	小計 (42科目)	—	8	78	0	
	キャリア英語コース	英文法 1	1前	2		
		英文法 2	1後	2		
		通訳実践	1前		2	
		プレゼンテーション・スキルズ 1	2前		2	
		プレゼンテーション・スキルズ 2	2後		2	
		英語の発音 1	2前		2	
		英語の発音 2	2後		2	
		英語学 1	2前		2	
		英語学 2	2後		2	
		検定試験準備コースⅡ 1	2前		2	
		検定試験準備コースⅡ 2	2後		2	
		言語コミュニケーション論 1	2前		2	
		言語コミュニケーション論 2	2後		2	
		通訳 1	2前		2	
		通訳 2	2後		2	
		コミュニケーションの心理学 1	3前		2	
		コミュニケーションの心理学 2	3後		2	
		ビジネス英語 1	3前		2	
		ビジネス英語 2	3後		2	
		メディア英語 1	3前		2	
		メディア英語 2	3後		2	
		リテラシーとコンピテンシー 1	3前		2	
		リテラシーとコンピテンシー 2	3後		2	
		海外キャリア研修	3後		2	
		検定試験準備コースⅢ	3通	2		
		翻訳 1	3前		2	
翻訳 2		3後		2		
ジャパン・スタディーズ		3前		2		
キャリア英語入門 1		2前		1		
キャリア英語入門 2		2後		1		
キャリア英語演習 1	3前	2				
キャリア英語演習 2	3後	2				
キャリア英語演習 3	4前	2				
キャリア英語演習 4	4後	2				
卒業論文	4通			6		
小計 (35科目)	—	14	58	0		
	国際関係史 1	1前		2		
	国際関係史 2	1後		2		
	マーケティング論 1	2前		2		
	マーケティング論 2	2後		2		
	金融論 1	2前		2		
	金融論 2	2後		2		

学則別表 1

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
国際社会 コース	経済史 1	2前		2		
	経済史 2	2後		2		
	現代企業論	2後		2		
	国際経済論 1	2前		2		
	国際経済論 2	2後		2		
	国際政治論 1	2前		2		
	国際政治論 2	2後		2		
	国際法 1	2前		2		
	国際法 2	2後		2		
	地域統合論 1	2前		2		
	地域統合論 2	2後		2		
	アニメ文化経済論	2後		2		
	国際機構論 1	3前		2		
	国際機構論 2	3後		2		
	国際人権論 1	3前		2		
	国際人権論 2	3後		2		
	地域経営論 1	3前		2		
	地域経営論 2	3後		2		
	地域調査	3前		2		
	地球環境経済論 1	3前		2		
	地球環境経済論 2	3後		2		
	中小企業論	3前		2		
	平和学 1	3前		2		
	平和学 2	3後		2		
	国際社会入門 1	2前		1		
	国際社会入門 2	2後		1		
	国際社会演習 1	3前	2			
	国際社会演習 2	3後	2			
	国際社会演習 3	4前	2			
	国際社会演習 4	4後	2			
	卒業論文	4通			6	
	小計 (37科目)	—	8	68	0	
	地域経営 コース	コミュニティデザイン 1	1前	2		
		コミュニティデザイン 2	1後	2		
		地域文化論 1	2前		2	
		地域文化論 2	2後		2	
		伝統文化・町並み景観論	2前		2	
地域共生社会論		2前		2		
福祉まちづくり論		2前		2		
非営利組織経営		2後		2		
広報・広告コミュニケーション論		2後		2		
観光ビジネス論		2後		2		
マーケティング論 1		2前		2		
マーケティング論 2		2後		2		
社会起業論 1		2前	2			
社会起業論 2		2後	2			
簿記会計		2後		2		
まちづくりPBL 1		2前		1		
まちづくりPBL 2		2後		1		
地域調査	3前		2			
地域福祉 1	3前		2			

学則別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
	地域福祉2	3後		2		
	ファンドレイジング	3後		2		
	ソーシャルベンチャー起業実践論1	3前		2		
	ソーシャルベンチャー起業実践論2	3後		2		
	地域経営論1	3前	2			
	地域経営論2	3後	2			
	企業経営論1	3前	2			
	企業経営論2	3後	2			
	地域経営演習1	3前	2			
	地域経営演習2	3後	2			
	地域経営演習3	4前	2			
	地域経営演習4	4後	2			
	卒業論文	4通		6		
	小計 (32科目)	—	24	42	0	
	情報メディアコース	デジタルジャーナリズム論	1後		2	
		情報メディア論	1前		2	
		Web技術	2前		2	
		アナウンス・ナレーション実習1	2前		2	
		アナウンス・ナレーション実習2	2後		2	
		アニメ文化経済論	2後		2	
コピーライティング研究		2後		2		
コンテンツプロデュース論		2後		2		
スマートフォンアプリ開発1		2前		2		
スマートフォンアプリ開発2		2後		2		
デジタルコンテンツ概論		2後		2		
デジタルコンテンツ制作1		2後		2		
デジタルコンテンツ制作2		2後		2		
ポピュラー文化論		2後		2		
メディア産業論		2前		2		
映像制作1		2前		2		
映像制作2		2後		2		
海外メディア事情 (海外取材・研修)		2後		2		
広報・広告コミュニケーション論		2後		2		
情報セキュリティ		2後		2		
情報メディア特論1 (国内取材・研修)		2後		2		
情報メディア特論2 (国内メディア研究)		2後		2		
情報メディア特論3 (eスポーツと社会)		2後		2		
情報法		3前		2		
著作権法		3前		2		
情報メディアPBL1		2前		1		
情報メディアPBL2		2後		1		
情報メディア演習1		3前	2			
情報メディア演習2		3後	2			
情報メディア演習3		4前	2			
情報メディア演習4		4後	2			
卒業論文		4通		6		
小計 (32科目)	—	8	58	0		
小計 (191科目)	—	70	308	0		
	教育原理	2後			2	
	教職入門	1後			2	
	教育制度論	2前			2	

学則別表 1

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
教職 課程	発達と学習の教育心理学	2後			2	
	特別支援教育概論	3前			1	
	カリキュラム論	3前			2	
	道徳教育指導論	3前			2	
	総合的な学習の指導法	2前			1	
	特別活動論	2後			2	
	教育の方法・技術とICTの活用	3後			2	
	生徒・進路指導論	3後			2	
	教育相談	3前			2	
	教育実習（中・高）	4前・後			4	
	教育実習事前事後指導	3～4通			1	
	教職実践演習	4後			2	
	小計（15科目）	—	0	0	29	
	合計（370科目）		—	88	663	29

## 学則別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
卒業・修了要件及び履修方法					
<p>○<b>基盤科目</b>（次の条件を満たしつつ、48単位以上修得）            必修18単位（うち基礎演習1（2単位）、基礎演習2（2単位）、キャリア開発1（2単位）、キャリア開発2（2単位）は必修履修）、E群 言語とコミュニケーションについて、キャリア英語コースは英語32単位を必修、キャリア英語コース以外のコースは英語、ドイツ語、中国語いずれかの言語を8単位（英語は英語Ⅰ読む・書くと英語Ⅱ読む・書くもしくは英語Ⅰ聴く・話すと英語Ⅱ聴く・話す、ドイツ語はドイツ語Ⅰ文法とドイツ語Ⅱ文法、中国語は中国語Ⅰ文法と中国語Ⅱ文法）、日本語非母語話者はレベルに応じ48単位を上限に日本語を修得のこと。</p> <p>○<b>専門科目</b>（主専攻32単位以上を含めて60単位以上修得）            主専攻に加えて副専攻を履修する場合、副専攻としては24単位以上修得</p> <p>○<b>卒業要件単位</b>：124単位以上</p> <p>○<b>履修登録の上限</b>：1学期24単位</p> <p>○<b>コース科目の必修・選択必修</b>：            各コースとも、次の組み合わせのいずれかを選択必修とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史探究入門1・2</li> <li>・多文化・思想入門1・2</li> <li>・キャリア英語入門1・2</li> <li>・国際社会入門1・2</li> <li>・まちづくりPBL1・2</li> <li>・情報メディアPBL1・2</li> </ul> <p>【<b>歴史探究コース</b>】            基盤科目である「日本史概説」「歴史学」「考古学1」「考古学2」から4単位選択必修、コース科目である「日本近現代史1」「日本近現代史2」「アジア史概説」「アジア史」「西洋史概説」「西洋史」「キリスト教史1」「キリスト教史2」「アメリカ社会と歴史1」「アメリカ社会と歴史2」「アジア近現代史1」「アジア近現代史2」から8単位選択必修、コース科目である「歴史探究演習1」「歴史探究演習2」「歴史探究演習3」「歴史探究演習4」（計8単位）必修</p> <p>【<b>多文化・思想コース</b>】            基盤科目である「文学1」「文学2」「文化人類学1」「文化人類学2」「哲学1」「哲学2」から4単位選択必修、コース科目である「欧米文化論1」「欧米文化論2」「アジア文化論1」「アジア文化論2」「イスラーム文化論1」「イスラーム文化論2」「地域文化論1」「地域文化論2」「倫理思想史1」「倫理思想史2」「比較宗教思想1」「比較宗教思想2」「文学研究1」「文学研究2」「児童文学1」「児童文学2」から4単位選択必修、コース科目である「多文化・思想演習1」「多文化・思想演習2」「多文化・思想演習3」「多文化・思想演習4」（計8単位）必修</p> <p>【<b>キャリア英語コース</b>】            コース科目である「検定試験準備コースⅢ」「英文法1」「英文法2」「キャリア英語演習1」「キャリア英語演習2」「キャリア英語演習3」「キャリア英語演習4」14単位必修、コース科目である「翻訳1」「翻訳2」「コミュニケーションの心理学1」「コミュニケーションの心理学2」「リテラシーとコンピテンシー1」「リテラシーとコンピテンシー2」「英語学1」「英語学2」「検定試験準備コースⅡ1」「検定試験準備コースⅡ2」から4単位選択必修</p> <p>【<b>国際社会コース</b>】            基盤科目である「経済学1」「経済学2」「政治学1」「政治学2」「日本国憲法1」「日本国憲法2」から4単位選択必修、コース科目である「地球環境経済論1」「地球環境経済論2」「国際政治論1」「国際政治論2」「国際経済論1」「国際経済論2」「国際法1」「国際法2」から6単位選択必修、コース科目である「国際社会演習1」「国際社会演習2」「国際社会演習3」「国際社会演習4」（計8単位）必修</p> <p>【<b>地域経営コース</b>】            基盤科目である「経営学1」「経営学2」の2科目必修、コース科目である「コミュニティデザイン1」「コミュニティデザイン2」「社会起業論1」「社会起業論2」「企業経営論1」「企業経営論2」「地域経営論1」「地域経営論2」「地域経営演習1」「地域経営演習2」「地域経営演習3」「地域経営演習4」の24単位必修、コース科目である「地域調査」「地域共生社会論」「地域福祉1」「地域福祉2」「ファンドレイジング」「非営利組織経営」「ソーシャルベンチャー起業実践論1」「ソーシャルベンチャー起業実践論2」から8単位選択必修</p> <p>【<b>情報メディアコース</b>】            基盤科目である「時事問題研究1」「時事問題研究2」から1科目選択必修、基盤科目である「情報技術資格対策（ITパスポート）」を必修履修、コース科目である「メディア産業論」「デジタルコンテンツ概論」「情報メディア論」「デジタルジャーナリズム論」から4単位選択必修、コース科目である「デジタルコンテンツ制作1」「デジタルコンテンツ制作2」「映像制作1」「映像制作2」「スマートフォンアプリ開発1」「スマートフォンアプリ開発2」「アナウンスナレーション実習1」「アナウンスナレーション実習2」から1科目選択必修、コース科目である「情報メディア演習1」「情報メディア演習2」「情報メディア演習3」「情報メディア演習4」（計8単位）必修</p>					

別表第2（第49条関係）

## 検定料、入学金及び学費

（単位：円）

区分		2026年度	備考
2026年度以降入学者	入学検定料	30,000	大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は、 15,000
	入学金	230,000	
	授業料	690,000	
	施設設備費	320,000	
	休学在籍料	60,000	休学者のみ支払う
在籍料	100,000	特別卒業留保学生のみ支払う	
	290,000	一般卒業留保学生のみ支払う	
2025年度入学者	授業料	690,000	卒業留保した者は支払う必要がない
	施設設備費	320,000	
	休学在籍料	60,000	休学者のみ支払う
	在籍料	100,000	特別卒業留保学生のみ支払う
		290,000	一般卒業留保学生のみ支払う
2024年度以前入学者	授業料	690,000	卒業留保した者は支払う必要がない
	施設設備費	290,000	
	休学在籍料	60,000	休学者のみ支払う
	在籍料	100,000	特別卒業留保学生のみ支払う
		290,000	一般卒業留保学生のみ支払う